⑶　Subject matter of the contract : Reiwa 3rd year Hokuriku Regional Development Bureau jurisdiction laser surveying part 1

⑷　Time-limit to express interests by electronic biddinng system : 1 : 00 P.M. 13 May 2021 (by mail or E-mail : 1 : 00 P.M. 13 May 2021) In addition, I do not accept submission facsimile.

⑸　Time-limit for the submission of proposals by electronic biddinng system : 1 : 00 P.M. 5 July 2021 (by mail or E-mail : 1 : 00 P.M. 5 July 2021) In addition, I do not accept submission facsimile.

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs Department, Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure Transport and Tourism, 1―1―1, Misaki-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Pref, 950―8801 TEL 025―280―8880 ex. 2523

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

本業務は、電子契約システム対象案件です。

令和３年４月19日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長　岡村　次郎

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　令和３年度北陸地方整備局管内航空レーザ測量その３業務(電子入札対象案件)（電子契約対象案件）

⑶　業務内容　本業務は石川県内において、航空レーザ測量（ＬＰ）により、河川の氾濫域の三次元地形データを取得するもので、浸水想定区域図作成のための地形データを作成するものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

１．作業計画
２．航空レーザ計測
３．調整用基準点設置
４．写真地図データの作成
５．三次元データ及びオリジナルデータの作成
６．グラウンドデータの作成
７．グリッドデータの作成
８．等高線データの作成
９．数値地形図データファイル作成
10．報告書作成

⑷　履行期間　契約締結の翌日から令和４年２月28日まで

⑸　本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

⑹　本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑺　本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。

⑻　本業務は予定価格が1,000万円を超えた場合は、「低価格受注業務がある場合における予定主任技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行を実施する業務である。

⑼　本業務は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

2　指名されるために必要な要件

⑴　入札参加者に要求される資格　参加表明書を提出しようとする者は、アに掲げる資格を満たしている単体企業又はイに掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

ア．単体企業

１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における令和３・４年度の測量に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者であること。

３）参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

４）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

イ．設計共同体　以下に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和３年４月19日付け北陸地方整備局長）に示すところにより北陸地方整備局長から令和３年度北陸地方整備局管内航空レーザ測量その３業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

１）予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における令和３・４年度の測量に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を設計共同体を構成する構成員それぞれが受けている者であること。

３）参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

４）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ウ．入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

⑵　入札参加者を指名するための基準　建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。また、設計共同体の場合は、構成する者の平均により評価する。

⑶　参加表明書に関する要件

ア．参加表明書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

１）同種又は類似業務等の実績　参加表明書を提出する者は、平成23年度以降公示日までに元請けとして完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市が発注した、下記［1］若しくは［2］の実績、又は海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された下記［1］若しくは［2］の実績を有すること。(再委託による業務の実績は含まない)

設計共同体の場合は、構成員それぞれが下記［1］若しくは［2］の実績、又は海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された下記［1］若しくは［2］の実績を１件以上有すること。

なお、政令市になる前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはしない。

［1］　同種業務：航空レーザ測量業務
［2］　類似業務：空中写真測量業務

２）実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成14年９月５日付け国官技第142号)、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成20年９月26日付け国官技第126号)、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成23年３月28日付け国官技第361号）及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成30年１月４日付け国官技第187号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

３）国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係事務に関することを除く）の平成28年度から令和元年度に完了しＴＥＣＲＩＳに登録されている業務のうち、業種区分が土木関係建設コンサルタント業務、測量及び地質調査業務の企業成績評定の平均点が、60点以上であること。

なお、当該期間の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係事務に関することを除く）業務の業務成績を評価できない場合は、この限りではない。

４）北陸地方整備局管内に本店、支店、営業所のいずれかを有していること。